

日本医療機能評価機構：病院機能評価事業について

■事業概要 (<http://www.jcqhc.or.jp/works/evaluation/>)

病院を対象に第三者評価を行い、病院の現状の問題点を明らかにします。評価の結果、一定の水準に達したと認められた病院に対して認定証を発行しています。これにより全国の病院の改善を支援し、医療の質の向上に寄与しています。

■新たな病院機能評価の評価項目について

平成 25 年 4 月 1 日の訪問審査より適用される児童虐待に関する評価項目

1 患者中心の医療の推進

1.1 患者の意思を尊重した医療

1.1.4 患者支援体制を整備し、患者との対話を促進している

【評価の視点】

- 患者が相談しやすいように、相談窓口や担当者などが明確にされていること、また、必要な経験や知識を有する職員が配置されるなど、相談支援体制が確立していることを評価する。

【評価の要素】

- ・患者・家族からの様々な相談に対応する窓口の設置
- ・担当する職員の配置
- ・患者・家族への案内・周知
- ・患者が児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者からの暴力等を受けた疑いのある場合の対応方針
- ・患者支援に係る取組の評価

3 良質な医療の実践 2

3.2 良質な医療を構成する機能 2

3.2.6 救急医療機能を適切に発揮している

【評価の視点】

- 地域の救急医療の需要を考慮しながら、自院の診療機能に見合った救急医療が行われていることを評価する。

【評価の要素】

- ・救急患者の受け入れ方針と手順
- ・夜間・休日の対応体制の整備
- ・緊急入院などへの対応
- ・自院で受け入れができない場合の対応
- ・患者が児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者からの暴力等を受けた疑いのある場合の対応